空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係政令の整備等に関する政令案について

1. 背景

平成二十年通常国会(第169回国会)において、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港の区分制度の見直しを行う等の措置を講ずる空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)案を提出したところである。

改正法は、公布の日より施行されることとされているところ、次に掲げる関係政令について所要の規定の整備等を行う必要がある。

2. 概要

- (1) 空港整備法施行令の一部改正
 - ア 成田国際空港等の位置の指定

成田国際空港の位置を千葉県成田市と定める等、空港法第四条第一号から第四号までに掲げる空港の位置を定める。

イ 国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の指定

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港及び関西国際空港以外の空港であって国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となるものとして、大阪国際空港及び新千歳空港、福岡空港、那覇空港等現行の空港整備法施行令別表第二に掲げられている空港(八尾空港を除く。)を定めるとともに、これらの空港の位置を定める。

ウ 国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の指 定

国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港として、神戸空港、岡山空港等現行の空港整備法施行令別表第三に掲げられている空港 を定めるとともに、これらの空港の位置を定める。

エ 共用空港の指定

空港法附則第二条第一項に規定する共用空港として、札幌飛行場、千歳飛行場、 三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場を定めるととも に、これらの空港の位置を定める。

オ 自衛隊共用空港の指定

空港法附則第三条第一項に規定する自衛隊共用空港として、札幌飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場を定める。

カ その他

政令の題名を「空港法施行令」と改めるとともに、新北九州空港及び新種子島空港の名称を北九州空港及び種子島空港に改めるほか、所要の規定の整備等を行うとともに、当該整備に伴う所要の経過措置を定める。

- (2) 航空法施行令の一部改正
 - ア 延長進入表面等を指定することができる空港の指定

改正法の施行により、大阪国際空港が法律上延長進入表面等を指定することのできる空港から除外されることに伴い、新たに政令において同空港を延長進入表面等 を指定することのできる空港として指定する。

- イーその他、所要の規定を整備する。
- (3) その他関係政令の一部改正

その他、関係政令について、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布: 改正法の公布の日

施行:同上